令和５年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査の手引き

大分県後期高齢者医療広域連合

令和５年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査に関する取組みについて

令和５年度の後期高齢者医療制度の健康診査について、検査項目に変更はありませんが、後期高齢者の健康増進のため、下記の取組を予定しております。

○健康診査受診啓発ポスターの掲示

令和４年度より健診受診啓発ポスターを作成し、契約医療機関様へ被保険者証更新のポスターと並べて掲示をお願いしております。

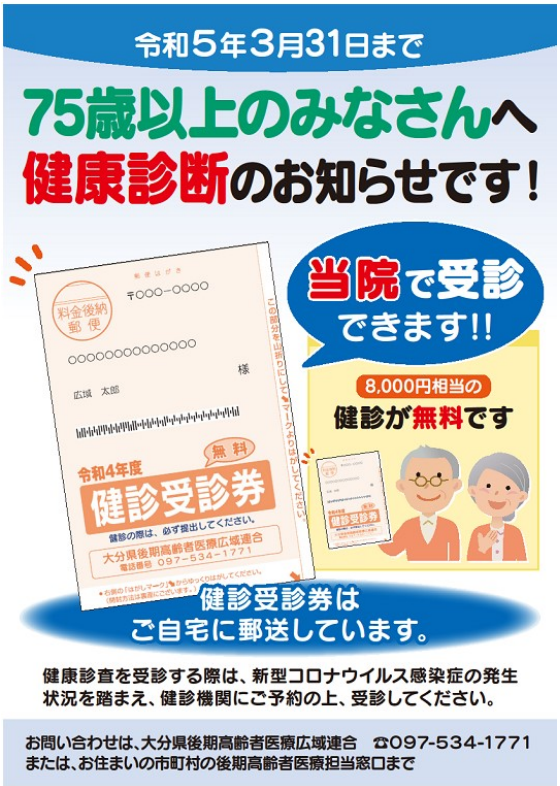

○健診受診券（再発行分）を兼ねた健康診査受診勧奨通知の送付

令和４年度より再発行分の健診受診券を兼ねた健康診査受診勧奨通知を送付しております。

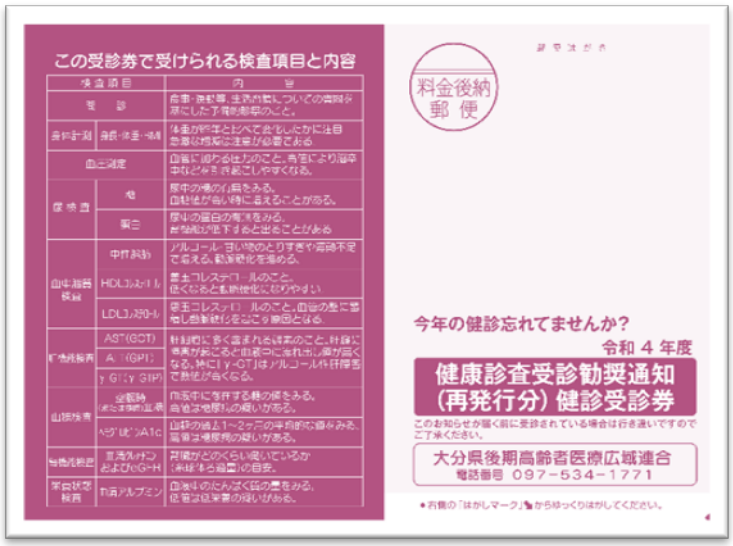

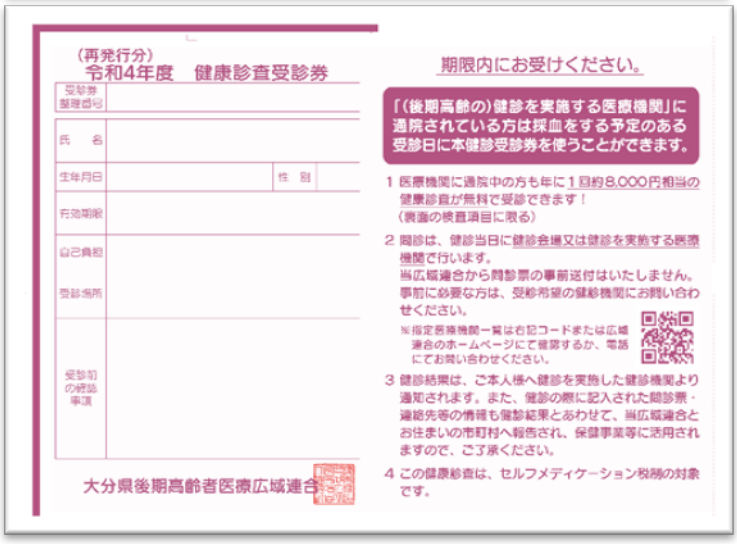

○健診受診者へのインセンティブ（特典）の提供

受診率向上の取組として健診を受診された方が、健診結果を提示することで特典が受けられるという取組みを予定しております。
（仮称：ご長寿けんしん割）

※契約医療機関様におかれましては、健診結果の通知等ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和５年度大分県後期高齢者医療広域連合の健康診査について

１　健康診査について

（１）　実施方法について

① 健康診査（健診）の実施

〇健診実施機関（健診実施機関の代表機関「大分県医師会」）へ委託

（契約方法は、集合契約と同様の方法）

※ 契約は、健診実施機関の代表機関「大分県医師会」と締結します。

健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出・・・様式集参照

市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関は、別途広域連合へ見積書の提出が必要・・・様式集参照

② 費用決済・健診データの管理

〇大分県国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ委託

「特定健診等データ管理システム」を活用

（２）　委託の範囲について

① 健診実施機関への委託内容

〇健診の実施　（受付事務含む ・・・ 受診券及び被保険者証の確認）

・問診は『後期高齢者の質問票』を含め健診受診時に実施

広域連合から、問診票の事前送付は行いません。

・問診票の様式は『後期高齢者の質問票』の項目を網羅した内容で、各健診実施機関において作成（様式の例を提示）・・・別紙１参照

健康診査の受診時における受診券及び被保険者証の確認について

受診券、被保険者証のどちらか一方を持参した場合、もしくは両方を持参していない場合は、健康診査の無料受診は年１回となっている旨の確認を行い、受診者本人の同意を得た上で、広域連合への照会により受診していただくようお願いいたします。

なお、すでに他機関で受診済みの方、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない方、広域連合の被保険者ではない方などがいらっしゃいますので、健診を実施する前に必ず広域連合にご照会いただきますようお願いいたします。

また、受診者が持参した受診券の回収にご協力下さい。

○健診受診者への健診結果の通知

・各健診実施機関から健診受診者へ健診結果を通知
健診実施機関の様式で可
（健康診査結果通知の例を表示・・・別紙３参照　）

○健診データの報告及び健診費用の請求

・国保連合会へ健診データの報告及び健診費用の請求（「特定健診等データ管理システム」を活用）・・・方法については、国保連合会へ

・大分県後期高齢者医療広域連合の保険者番号「**39440003**」により
国保連合会へ健診データの報告及び費用の請求

② 国保連合会への委託

○健診実施機関への健診費用の支払

○広域連合への健診データの報告及び費用の請求

○健診データの管理

○受診券の発行

（３）　対象者について

○後期高齢者医療制度の被保険者・・・75 歳以上の方又は一定の障がいのある 65 歳から 74 歳までの方で、申請により広域連合の認定を受けた方

※特定健康診査を受診した場合であっても、受診の希望があれば、健診を実施しても差し支えありません。

※広域連合の被保険者であっても、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない方もいらっしゃいますので、受診者が受診券を持参していない場合にはご注意ください。

※手引きのＰ4「健康診査の受診時における受診券及び被保険者証の確認について」　をご参照ください。

（４）　健診内容について

○問診（問診票…別紙１参照）は、受診当日に実施する。

○特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）、詳細な健診の項目のうち血清クレアチニン検査（eGFR を含む）及び広域連合独自の健診項目として血清アルブミンを実施する。
（健診内容一覧表・・・Ｐ6 参照　）

健診内容一覧表

区　分	内　　容	
診察等	健康状態の調査(認知機能及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身　　長
		体　　重
		B　M　I
	血圧測定	収縮期血圧
		拡張期血圧
血液検査	脂　　質	中性脂肪
		HDL－コレステロール
		LDL－コレステロール
	肝 機 能	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ-GT(γ-GTP)
	血　　糖	空腹時または随時血糖
		ヘモグロビン A1c
	腎 機 能	血清クレアチニン及び eGFR
	栄養状態	血清アルブミン
尿検査	糖	
	蛋白	

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査結果通知表を作成し、受診者に通知する。なお、通知に当たっては、健康診査結果通知表と併せて、受診者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査は、空腹時血糖での検査を基本とするが、健診実施前に食事摂取等により食後 10 時間以上の時間経過が確保できず、空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖を選択すること。
ヘモグロビン A1c は、上記血糖値検査に加えて令和 3 年度から全員実施の項目である。

※ 血液検査の腎機能及び栄養状態については、血清クレアチニン（eGFR を含む）及び血清アルブミンを全員実施の項目とし、請求データは「追加健診」で記載する。

（５）　健康診査の実施期間及び場所

○個別方式及び市町村の特定健診の集団方式での実施とする。
　受付等の事務は、健診実施機関で実施する。

○集団方式（巡回・施設）・・市町村の実施する特定健診と同じ期間・場所

○個別方式・・・広域連合が契約する健診実施機関にて受診者が各自で受診する。
予約が必要な場合は、受診者が各自で行う。
実施期間は、年度末（3 月 31 日）までとする。

※大分県に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令された場合は、宣言期間中の健診を中止とする。

（６）　健診の委託料単価について

○健診の委託料（契約単価）は、健診単価と事務費を含めた金額

・巡回・施設健診の場合は、各健診機関での健診単価

・医師会とりまとめ機関の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診単価と同額

（７）　受診者の負担金について

○ 有効期限内において１回のみ無料

（８）　その他

【 健康診査のフロー図 】

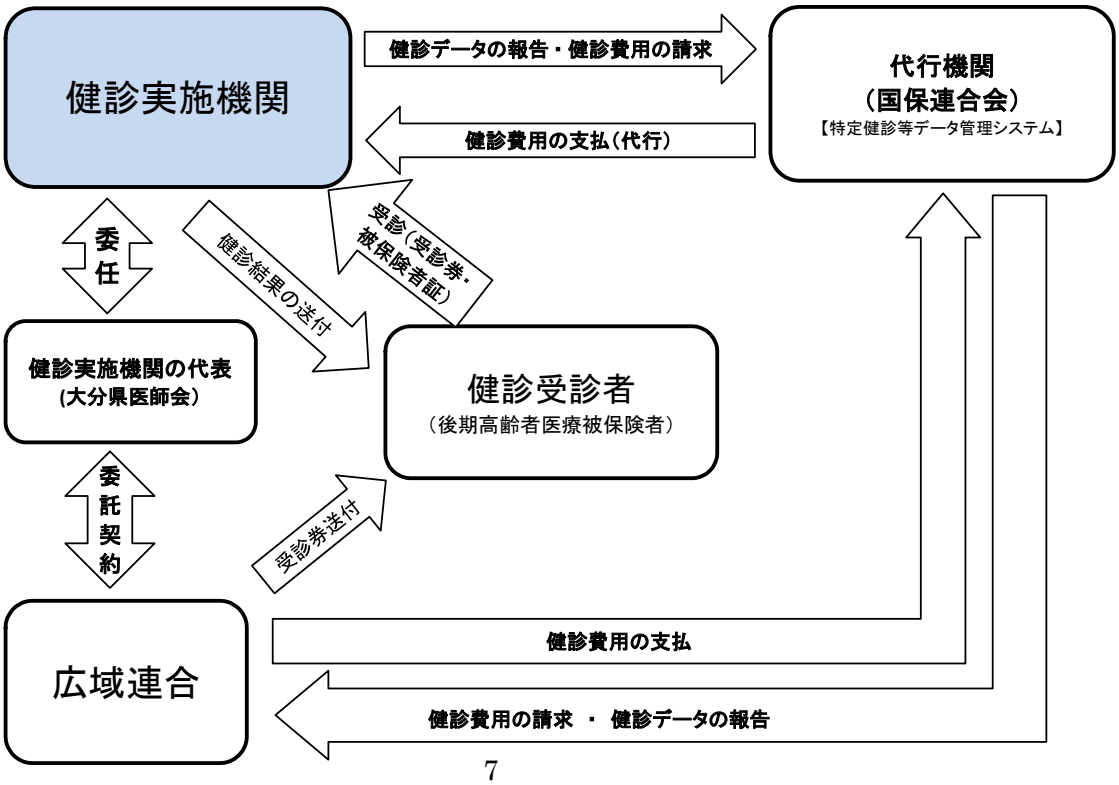

健診実施機関への委託内容等について

項　　目	内　　容
契　約	・健診実施機関の代表機関「大分県医師会」と契約 （特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による） ・健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出
委託の範囲	・健診の実施（受付事務を含む） ・健診受診者へ健診結果の送付 ・健診データの送付及び健診費用の請求（国保連合会へ）
健診の対象者	・後期高齢者医療の被保険者 （特定健診を受診した場合であっても、受診の希望があれば実施可）
健診内容	・問診（問診票への記入含む）は当日実施 ・特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）、詳細な健診の項目のうち血清クレアチニン検査（eGFR 含む）及び広域連合独自の健診項目として血清アルブミンとする （健診内容一覧…P6 参照）。
実施期間及び場所	・集団（巡回・施設）方式は、市町村の実施する特定健診と同じ期間・場所 ・個別方式は、広域連合が契約する健診実施機関にて受診者が各自で受診（令和 6 年 3 月 31 日まで）
健診の委託料単価	・巡回・施設健診の場合は、各健診機関での健診単価 ・医師会とりまとめ機関の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診単価と同額 ・健診単価に事務費を含めた健診委託料単価 ・選択項目において単価（費用）が異なる場合は、それぞれの金額とする。
受診者の自己負担金額	・負担金徴収なし
健診費用の請求	・代行機関（国保連合会）への請求

２　保健指導（健康相談）について

健康診査に関する保健指導については、広域連合では対応しておりませんので、市町村へ健康相談窓口の確保をお願いしています。

標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版より抜粋】

○75 歳以上の者への保健指導については、生活習慣病等の慢性疾患の重症化予防に加え、フレイル等に関連する老年症候群（低栄養、転倒・骨折、誤嚥性肺炎等）等の心身機能の低下に伴う疾病の予防・改善に着目した対策に徐々に転換することも必要である。

○本人の残存能力を落とさないこと、QOL の確保等が重要であるが、身体状況、日常生活能力、運動能力等については個人差が大きい。そのため、行動変容のための保健指導を一律に行うのではなく、健診結果を踏まえ、生活の上で「できること」に着目し、本人の自信や前向きな姿勢を育むという観点から目標を設定し、保健指導を行うことが望まれる。本人の求めに応じて、健康相談や保健指導の機会を利用できる体制が確保されていることが重要である。

３　市町村への依頼事項について

項　　目	内　　容
健診の広報・周知	健診について、市町村広報紙等により健診の項目・日時・場所等を周知する。
健診の実施	実施場所の提供と健診の予約が必要な場合は、後期高齢者被保険者も含めた予約等の受付 （市町村が実施する特定健診と同様）
健診後の相談	健康増進法に基づく健康相談を実施（相談窓口の確保）

４　その他

○受診券について

・受診券の様式（青色のハガキを予定）は、後日、大分県医師会を通じて送付します。

・受診券の発送時期については、当初発送分（令和５年６月１日以前の 75 歳到達者を含む）を各市町村の実施する特定健診開始時期に合わせて、４月下旬から５月下旬の２回に分けて発送します。また、令和５年６月２日以降の 75 歳到達者については、誕生日の前月に送付します。

○血清クレアチニン（eGFR を含む）及び血清アルブミン検査について

・単価表では、基本的な検査項目の「生化学検査」とし、単価の変動はありませんが、請求データに記載する際は、「追加健診」で記載します。

○健診費用の請求について

・健診費用の請求先は国保連合会ですが、契約している健診費用単価と異なる金額で請求される医療機関が散見されます。特に、同じ市町村でも後期高齢者医療の健康診査と市町村国保等の特定健診とで費用額が異なる場合の、請求誤りや血清アルブミン及び２種類の血糖検査など検査項目の測定漏れ、「後期高齢者の質問票」の入力漏れが見られます。国保連合会でエラーチェックができないパターンもあり、判明した月以前の費用額を遡及して過誤請求することになりかねませんので、対象年度、保険者、検査項目、請求額をご確認の上、請求してください。

・検査項目（アルブミン空腹時または随時血糖、ヘモグロビン A1c 等）の実施漏れもしくは、後期高齢者の質問項目の入力漏れのある場合は、請求を返戻いたします。

○健診受診者の問診・健診結果について

・当広域連合から各契約医療機関様へお問い合わせすることがございます。

【問合せ先】
大分県後期高齢者医療広域連合
事 業 課　保 健 係
住　所　〒870－0037
大分市東春日町１７番２０号
大分第２ソフィアプラザビル６階
ＴＥＬ　097-534-1771
ＦＡＸ　097-534-1778

様　式　集

１　委任状（様式１）

２　見積書（様式２）

３　問診票（別紙１）

４　後期高齢者の質問票（別紙２）

５　健診結果通知（別紙３）

（様式１）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状（例）

（代理人）　　住　所　大分県大分市大字駄原 2892 番地の 1

氏　名　一般社団法人 大分県医師会

会長　河　野　　幸　治

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

1　大分県内で実施する令和 5 年度後期高齢者医療被保険者の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること

2　上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会長に委任すること

（委任者）　　医療機関番号

機　　関　　名

開設者　　印

郵 便 番 号　〒

住　　所　大分県

電 話 番 号

以上

大分県医師会へ委任状の提出

提出期限　：　**令和 5 年 2 月 24 日（金）**まで

（様式１）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

（代理人）　　住　所　大分県大分市駄原２８９２番地の１

氏　名　一般社団法人 大分県医師会

会長　河　野　　幸　治

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

1　大分県内で実施する令和 5 年度後期高齢者医療の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること

2　上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会長に委任すること

（委任者）　　医療機関番号

機　　関　　名

開設者　　印

郵 便 番 号　〒

住　　所　大分県

電 話 番 号

以上

（様式２）

市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関

令和５年度健康診査委託料見積書（例）

令和　　年　　月　　日

大分県後期高齢者医療広域連合
　広域連合長　佐藤　樹一郎　　殿

地区医師会で取りまとめられる場合は会長名でお願いします。
※別紙にて取りまとめられた医療機関名簿の添付をお願いします。

〒
実施機関住所
実施機関名
開設者名　　印
電話番号

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（１人当たり）

○,○○○円

※　上記金額は消費税を含む

個別方式健康診査委託料単価（１人当たり）

○,○○○円

※　上記金額は消費税を含む

広域連合へ見積書の提出
提出期限　：　**令和５年２月24日（金）**まで

（様式２）

令和５年度健康診査委託料見積書

令和　　年　　月　　日

大分県後期高齢者医療広域連合
　広域連合長　佐藤　樹一郎　殿

〒
実施機関住所
実施機関名
開設者名　　印
電話番号

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（１人当たり）

円

※　上記金額は消費税を含む

個別方式健康診査委託料単価（１人当たり）

円

※　上記金額は消費税を含む

別紙１

問　　診　　票（例）

健診日　　年　　月　　日

受診者氏名	緊急時連絡先（電話番号）	生年月日	住　　所

自覚症状	既往歴	治療歴（服薬含む）	喫煙歴

別紙２

（必須）『後期高齢者の質問票』※入力漏れの場合は返戻いたします

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい　②まあよい ③ふつう　④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足　②やや満足 ③やや不満　④不満
3	１日３食きちんと食べていますか	①はい　②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい　②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい　②いいえ
6	６カ月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか	①はい　②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい　②いいえ
8	この１年間に転んだことがありますか	①はい　②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に１回以上していますか	①はい　②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われていますか	①はい　②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい　②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に１回以上は外出していますか	①はい　②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい　②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい　②いいえ

別紙３

後期高齢者医療健康診査結果通知（例）

様

受診日	
実施医療機関	

問診項目
- 自覚症状
- 既住歴
- 治療歴（服薬含む）
- 喫煙歴

この項目表示は任意

項目		参考値	今回		前回	前々回
			判定	検査結果		
身体計測	身長 cm					
	体重 kg					
	BMI					
血圧	収縮期血圧 mmHg					
	拡張期血圧 mmHg					
血中脂質検査	中性脂肪 mg/dL					
	HDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ mg/dL					
	LDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ mg/dL					
肝機能検査	AST(GOT) U/L					
	ALT(GPT) U/L					
	γ-GT U/L					
アルブミン	ALB g/dL					
糖代謝検査	血糖※ mg/dL					
	食後時間 時間					
	HbA1c(NGSP) %					
	尿糖					
腎機能検査	尿蛋白					
	ｸﾚｱﾁﾆﾝ mg/dL					
	eGFR					
理学的所見						

この表示は任意

※食後時間3.5時間以上は、空腹の参考値を適用

＜総合診断・コメント＞

＜判定＞ 【例】
1.異常なし
2.ほぼ正常
3.要経過観察
4.要精密検査
5.要治療
6.治療中/継続観察中

令和５年度大分県後期高齢者医療広域連合健康診査の変更点について

令　和　５　年　１　月　６　日
大分県後期高齢者医療広域連合

1.健康診査業務の委託料単価（案）について
検査項目については、前年(令和４年)からの変更なし
委託料単価については、別添の案とおり。

2.健康診査の手引きについて
手引の、追加箇所については、下記のとおり。

①　（周知）令和４年度より健診受診啓発ポスターを作成し、契約医療機関様へ被保険者証更新のポスターと並べて掲示をお願いしております。

②　（周知）令和４年度より再発行分の健診受診券を兼ねた健康診査受診勧奨通知を送付しております。

③　（周知）受診率向上の取組として健診を受診された方が、健診結果を提示することで特典が受けられるという取組みを予定しております。
（仮称：ご長寿けんしん割）

④　（提示）問診票及び健診結果通知の例を提示

大分県後期高齢者医療広域連合
事業課　保健係
TEL 097-534-1771　FAX 097-534-1778
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ hoken@oita-kouiki.jp